

社会福祉法人山桜会役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人山桜会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等という。」）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有するものに対しては、報酬は支給しない。ただし正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間400万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別記1「常勤理事俸給」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、評議員会において決めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準じる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費を出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費は除く)は、毎月21日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、その前日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別記1 常勤理事俸給

理事長 月額300,000円以内

常勤理事である施設長には、職員給与を支給する。

なお、月額報酬を受けている理事長と理事兼施設長には日当は支給しない。

別記2 非常勤理事の報酬

理事：理事会出席の都度、謝金として日額一律 5,000円

監事：理事会出席及び監査の都度、謝金として日額一律 5,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として 日額一律 5,000円